

設備及び運営に関する基準について

1 職員の配置基準

3歳児以上4歳児に満たない幼児20人につき1人以上配置すること。

4歳児以上の幼児30人につき1人以上配置すること。

ただし常に2人を下回ってはならない。

2 職員資格

有資格者は3分の1以上を必ず配置すること（職員の配置が2人の施設に当たっては、1人配置すること。）。

有資格者は、幼稚園教諭、保育士、看護師とする。

職員とは、労働契約書を結ぶ者又は誓約書を施設に提出している者とし、その写しを市へ提出すること。

3 開所時間

原則として、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年39週以上開所すること。

4-1 設備（園舎を主な活動場所とする場合）

集団活動室、調理室（給食を提供する場合に限る。施設で調理をしない場合は、必要な調理、保存機能を有する設備があること。）、便所及び手洗い設備があること。

必要な遊具、用具等があること。

集団活動室の面積は、1人当たり1.65㎡以上であること。

4-2 設備（園舎以外を主な活動場所とする場合）

設備については、特に制限はないが、安全に配慮した活動場所とすること。

5-1 非常災害に対する措置（園舎を主な活動場所とする場合）

消火用具、非常口等のその他非常災害に必要な設備があること。

非常災害に対する計画を立て、定期的な訓練を実施すること。

集団活動室を2階に置く場合は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。

集団活動室を3階に置く場合は、建築基準法に規定する耐火建築物であること。

5-2 非常災害に対する措置（園舎以外を主な活動場所とする場合）

一時的に退避可能なスペースの確保、緊急時の連絡態勢を構築すること。

6 集団活動内容

活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。

7 給食（提供する場合）

幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。

8 健康管理・安全確保

幼児の安全に配慮した活動を行うために幼児への健康診断を実施すること。

また、職員（誓約書を提出するボランティアを含む。以下同じ。）への健康診断を実施すること。ただし、職員への健康診断の実施が困難な場合は、個人で実施していることを施設が確認すること。

9 利用者への情報提供

利用者へ活動内容を定期的に説明すること（園だより、HP、SNSの活用等）。

10 帳簿の作成

職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備すること。

11 会計処理

全ての会計取引について、正確な会計帳簿を作成すること。

財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

12 その他

- ・本事業の対象者は、相模原市に住民登録がある幼児が対象となり、その保護者に給付します。相模原市以外に住民登録がある幼児については、お住まいの市町村にお問い合わせください。
- ・在園児のうち、「子育てのための施設等利用給付認定」をもつ満3歳児又は3歳児クラス以上の利用人数が半数を超えている場合は、給付対象外となります。
- ・教育を目的とする施設は3歳の誕生日の前日が属する月の翌月から小学校就学前まで、保育を目的とする施設は満3歳を迎えた次の4月から小学校就学前までの幼児の保護者が給付を受けることができます。
- ・本給付の対象は、保育料になりますので、入学金、通園バス費、行事費、設備積立金、保護者会費、おやつを含む給食費等は対象となりませんので、ご注意ください。
- ・給付額は1人当たり月額上限20,000円とします。
ただし、対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料と現在の月額利用料とを比較して少ない方の額（10円未満の端数がある場合は切捨て。）を給付します。
- ・施設は、基準適合申請書を毎年度、市に提出をしなければなりません。また、誓約書の対象者に提供しない個人情報を申請書に明記しなければなりません。ただし、変更がない項目については、年度毎の申請書に添付する書類（有資格者証等）の提出を省略することができるものとします。
- ・給付に係る保護者からの請求書等については、施設が取りまとめて市に提出していただきます。
- ・保護者への給付については、四半期毎とします。幼児の在籍を確認するために、施設は在籍名簿を四半期毎に市に提出して下さい。
- ・施設は、ボランティアを含む職員及び幼児を対象とした賠償責任保険（人的・物的損害等）に加入しなければなりません。
- ・幼児が治癒に1か月以上を要する怪我をした場合、事故報告書を市に提出しなければなりません。